

平成27年9月定例会 総括審査会

本田朋議員

委員	本田 朋
所属会派 (質問日現在)	ふくしま未来ネットワーク
定例会	平成27年9月
審査会開催日	10月5日(月曜日)



本田朋委員

ふくしま未来ネットワークの本田朋である。

いよいよこの9月定例会も終盤の総括審査会となった。

思い返せば10年前、初めてこのはえある福島県議会の歴史と伝統ある議場で一般質問に登壇したあの日がきのうのように思い返される。この10年間、福島県も福島県議会もさまざまな出来事、よいことも悪いこともあった。そして、きょうこの日を迎えて、私にとっては最後の議会の定例会、最後の質問の機会となった。選良としての誇りを持って県民の真心を込めて、しっかり質問していきたいと思うので、よろしく願う。

さて、地方創生という新しい政策キーワードが第2次安倍内閣から出てきた。昨年11月に関連2法案、まち・ひと・しごと創生法と地域再生法の一部を改正する法律が成立し、地方に光を当て、地方の時代をつくる狙いは大いに高く評価するが、経済のグローバル化、中国や東南アジア等いわゆる経済新興国の勃興は製造業の海外移転を中心として日本全体の産業構造に劇的な変化を及ぼしており、これが地方経済にも大きな影響を与えてきた。

また、日本全体における人口減少や少子高齢化、厳しい地方自治体の財政事情を考慮すると、今後ますます厳しい時代が続くことが予想される。

そのような今の地方創生の流れの中で、地方みずからの創意工夫で、魅力ある地域、多様な世代がともに暮らせる地域をつくっていくことが大事だと思う。特に本県は、大震災と原発事故という悲劇の舞台であるイメージが先行しているが、実は緑豊かで食べ物がおいしくて水がきれいで、山も海もリゾートもある楽しい地域、福の島であることをしっかりと宣伝していくべきだと思う。

そこで、観光行政と商業まちづくりという観点を絡めて質問する。現在、若い世代を中心に消費者のニーズが少しずつ変わっている状況だと思う。買い物という行為にエンターテインメント性を絡めたショッピングモールやアウトレットなどの商業形態や、あるいは外資系の家具専門店であるイケア、会員制倉庫型店であるコストコなどが特に若い世代を中心に人気を集めている。中心市街地の活性化やまちづくりのさまざまな観点から、本県においてはいろいろな議論がある。大規模商業施設

を誘致する市町村を支援すべきと思うが、どうか。

商工労働部長

少子高齢化による人口減少や都市機能の拡散が急速に進む中で、県は商業まちづくりの推進に関する条例を制定し、大規模商業施設の立地を誘導する地域を定め、持続可能なまちづくりに取り組んでおり、昨年は、いわき市が誘致したショッピングモールについて、条例に基づき広域の見地から調整を行い、その設置を認めた。

今後も、広域調整という県としての役割を果たしながら、市町村のまちづくりを支援していく。

本田朋委員

次に、本県はことしデスティネーションキャンペーンがあつて、一定の効果を上げたところであり、引き続きポストDC（デスティネーションキャンペーン）と、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、一層の観光行政の振興、受け入れ体制の整備が求められているのではないかと思う。

通告はしていないが、知事はA i r b n b（エアビーアンドビー）というインターネットのサービスを知っているか。

吉田栄光副委員長

質問者に述べる。通告がないので、次の質問に移ってもらいたい。

本田朋委員

次の質問に移る。

まだまだ一般的ではないと言われているが、A i r b n bは現在、注目を集めつつある。2008年にカリフォルニア州サンフランシスコで創業されたインターネット企業であり、現在、世界190カ国3万4,000以上の都市で展開されており、急速に広がっている。

これは、自宅やマンションの空き部屋を中・短期間で貸したいホストと宿泊先を探している旅行者のゲストを仲介するウェブサイトである。一時的な旅行体験に加え、既存のホテルなどとは違う、その地域にたかも住んでいるかのような居住体験ができるローカルかつユニークな宿泊体験を提供するサービスとして広がりつつある。

こういったビジネス形態はシェアリングエコノミーと呼ばれており、イギリスのロンドンでは慢性的なホテル不足であったが、ロンドンオリンピックを契機にこのビジネスが拡大し、A i r b n bを活用した個人宅宿泊が大いに注目を浴びたと言われている。日本では、1万3,000件以上の物件が登録されており、昨年と比べてことしの伸び率は3倍以上、訪日外国人観光客の利用は4倍にふえたとのことである。

本県にもこのA i r b n bを通じて宿泊サービスを提供している施設がある。また、類似のサービスも出てきている。

そこで、A i r b n bのようなインターネットを介して宿泊者をあっせんして宿泊事業を行う施設や、一般住宅などを活用しインターネットを通じて宿泊者を募集する者は、旅館業法上の営業許可を受ける必要があるのか、旅館業法上の営業許可の許認可権者である知事に聞く。

知事

宿泊料を受けて宿泊させる場合には、健全で衛生的かつ快適な宿泊サービスの提供を確保するため、旅館業法第3条に基づく営業許可を受ける必要がある。

本田朋委員

インターネットを介して宿泊客を紹介するサービスの一番の大手であるA i r b n bを利用して宿泊営業していたイギリス人男性が昨年、旅館業法違反の疑いで逮捕される事件があった。

また、旅館・ホテル業者の全国的な組合である全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会も、法的に防災、防犯に必要な設備を持っていない民泊業者が営業許可をとらず、法の陥穽について、グレーゾーンで宿泊事業を行っていることに抗議している現状があるとも聞いている。

そのような状況を踏まえ、このような施設は知事が答弁したとおり無許可営業となり、旅館業法上の違反事例になると思う。衛生基準に従ってきちんと施設が運営されているか、都道府県知事は報告を求め、立入検査をすることができると旅館業法では定められているが、県は一般住宅などを活用し、インターネットを通じて宿泊者を募集する施設について、旅館業法上の報告徴収や立入検査を行う考えはあるか。

保健福祉部長

旅館業法上の営業許可を受けている施設については、同法第7条に基づき、報告徴収や立入検査を行っていく。

本田朋委員

許認可権限は都道府県知事にあるが、これだけの規模になっている現状を見ると政府行政レベルで議論すべき課題になってきていると思う。政府は実態調査を行うとしており、それらの動向を踏まえて対応を検討していくべきと考える。

次に、営業許可を受けずにグレーゾーンで営業している施設について、衛生状態の検査を行う考えはあるか。

保健福祉部長

通報、そのほか苦情等の申し出があれば、保健所が立ち入りを行い、許可をとるよう、または許可を得ないのであれば行為をやめるよう指導を行っていく。

本田朋委員

観光庁の統計を見ても年々、訪日外国人観光客数は右肩上がりである。その数は2013年に初めて1,000万人を突破し、昨年度は1,341万人を記録、今年度は1,800万人を超えるのではないかと試算されている。

今後の課題は、東京都や大阪府、京都府などに集中するインバウンド観光をどのように地方に分散するかであると思う。その中で、それぞれの地域が地方独自の魅力を打ち出していく必要がある。

こういった民泊を背景にした中で、既存の旅行ホテル業関係者の気持ちはもっともだと個人的には感じている。

一方で、インバウンド観光客のニーズが多様化していることも事実である。時代がどこまで追いついてくるかということもあるが、こういった民泊などを宿泊施設として特例活用できるよう、国家戦略特区の規制緩和などを使い、徐々に旅館業法適用除外も検討していくべきではないか。

そこで、本県の空き部屋などを宿泊施設として活用できるよう、国家戦略特別区域法に基づく旅館業法の規制緩和を国に提案すべきと思うが、どうか。

観光交流局長

国家戦略特区には、外国人旅行客の滞在について、政令で定める要件を満たせば旅館業法規定の適用除外をする事業があるが、平成26年の本県宿泊施設の客室稼働率は49.3%と全国平均を下回っており、特に観光目的の宿泊施設が震災前の水準に戻っていないことに加え、外国人宿泊者数についても震災前の半分以下の水準にとどまっていることから、まずは、本県が誇る温泉など魅力ある観光資源を活用し、宿泊者数を回復させることが重要であると考えている。

本田朋委員

次に、対外的な情報発信について聞く。

今、インターネットで「F u k u s h i m a」とローマ字で検索すると2015年10月現在で約3,280万サイトがヒットする。そのほとんどが原子力災害関連のサイトである。そういう意味で、このF u k u s h i m aの地名だけは、もはや国際社会において誰でも知っている状況であると言える。

しかし、やはりその現状、とりわけ復興に向かって進む本県の歩みや県民の生活、あるいは私たち県民の生の声は伝わり切っていないと強く感じる。

昨年、私はニューヨークに本部を置く米日財団からの招待を受けて、アメリカ合衆国に4週間ほど滞在する機会を得た。この間、たくさんのアメリカの学者や研究者に会ったが、驚くことに、その中にはF u k u s h i m a問題について並々ならぬ興味があって研究している方々がいた。

ところが、よく聞いてみると、これらの方々は福島県に行ったこともなく、県民と話をしたこともなく、政府発表やメディアからの情報だけでF u k u s h i m a研究者を名乗る学者や、誤った情報や我々からすれば残念な認識を持っている方もたくさんおり、私は大変残念な思いをした。

本県の復興計画に基づき、復興に向けて歩む県民の姿をもっと国際的に強く発信していかなければならず、広報戦略の強化が急務である。また一方で、大学の学者や研究者、教授などの発信力は非常に高いものがある。

そこで、風評払拭及び風化防止に向け、大学教授など情報発信力の高い方々と連携した取り組みが必要と思うが、県の考えを聞く。

総務部長

これまで、全国各地で開催したチャレンジふくしまサミットや7月の知事欧州訪問等において、県内外や海外の大学教授等と連携し、本県の現状と復興への取り組みなどの発信を行ってきた。

今後も、大学教授や専門家等との連携を深め、食の安全性に対する理解促進や本県の正確な情報の発信による教育旅行の回復など、風評払拭と風化防止に向けた取り組みを一層強化していく。

本田朋委員

ただいまの答弁で食の安全に関する話もあった。海外でさまざまな研究者や大学教授等と話すと、非常に関心の高い分野は限られており、その一つは本県の農産物に対する評価である。農林水産物の風評払拭に向けて、情報発信力の高い専門家を積極的に活用すべきと思うが、どうか。

農林水産部長

専門家の活用については、平成25年度からさまざまな分野のジャーナリストを対象としたメディアセミナーを開催し、安全確保の取り組みについて正確な情報を提供するとともに、あわせて当該参加者を現地ツアーに誘導することにより、専門的な知見を踏まえた分析、評価が行われ、より客観的な情報発信につながっているものと考えている。

また、本年度から、子育て世代や学生を対象とする安全・安心セミナーにおいて、放射能専門の大学教授等により、リスクコミュニケーションを実施しており、今後とも第三者の評価も含めた情報発信にしっかりと取り組んでいく。

本田朋委員

海外の学者等から高い関心があったのが住民の健康問題であり、極めて誤解や偏見の多かった部分であると私は感じた。

県民健康調査の甲状腺検査結果について、専門家と連携し、よりわかりやすい情報発信に取り組むべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

甲状腺検査については、甲状腺の専門家等で構成され、公開で開催している県民健康調査検討委員会等において、これまで診断されている甲状腺がんは、放射線の影響とは考えにくいとの見解が繰り返し示されている。

県としては、甲状腺検査を継続し、その結果を正確に発信し続けていくことにより、科学的根拠に基づく正しい理解が深まるよう取り組んでいく。

本田朋委員

本県には、我がふるさと二本松市出身の偉大な学者、朝河貫一博士がいる。米国イェール大学で教鞭をとり、日米開戦を回避するためにルーズヴェルト大統領の親書を草稿した偉人である。教育の世界、学問の世界、研究の世界が社会に与える影響は行政や政治と同じくらい大きなものがあると思っている。

そこで、県は効果的な情報発信を行うため、地元の大学等とどのように連携していくのか。

総務部長

これまで、県内の大学等と連携し、イベント等における本県の現状や魅力の発信を初め県内外や海外の学生との意見交換、さらにはホームページによる企業・団体の復興支援活動の発信などに取り組んできた。

今後も、県内の大学等で構成するアカデミア・コンソーシアムふくしまとのつながりを深めるなど、大学等有するネットワークを活用し、復興の状況等について県内外の多くの方々の理解がより得られるよう、効果的な情報発信に取り組んでいく。

本田朋委員

ぜひ、地元の大学と連携を深めてほしい。

教育機関の連携という意味では、1826年設立の歴史と伝統あるUCL（ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン）と提携すると聞いている。

県は、海外の情報発信について、英国のユニバーシティ・カレッジ・ロンドンとどのように連携していくのか。

総務部長

ユニバーシティ・カレッジ・ロンドンと締結した国際交流や情報発信などの協力に関する覚書に基づき、今後、同大学の学生を招聘し、本県の現状や復興の取り組みの視察、県内の学生等との意見交換、さらには、帰国後の現地発表会の開催などを通して、本県への理解を促進し、復興が着実に進む姿を海外へ広く発信するなど、連携した取り組みを進めていく。

本田朋委員

職員研修において外国語研修を実施すべきと思うが、どうか。

総務部長

外国語研修については、職員の幅広い能力向上を目的として、通信教育講座やeラーニング研修において、英語、中国語及び韓国語の科目を設け、職員の語学力向

上を支援しているほか、外務省や自治体国際化協会などに職員を派遣し、専門的な実務経験と国際感覚の醸成に加え、語学力の習得をも含めた海外研修を行っている。

今後とも、これらの研修を継続し、本県の復興・再生の進捗状況や新たな行政ニーズ等を踏まえ、より効果的な研修となるよう努めていく。